

## 第 24 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 24 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩  
会議日時 令和元年 9 月 25 日 午後 2 時 00 分開会  
会議場所 大船渡市役所：第一会議室

議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定  
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名  
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
日程第 7 議案第 4 号 農地に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨 君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 9 名）

〔大船渡地区〕	末崎地域	村上 優司君	末崎地域	尾形 正男君
	猪川地域	鈴木 和雄君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	立根地域	今野八重子君	日頃市地域	木村マリ子君
〔三陸町地区〕	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	岡澤 成治君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（1 名） 大船渡地域 佐藤 優子推進委員

事務局出席者

局 長	飯田 秀 君	局長補佐	細谷 真実君
係 長	羽根川恵一君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

## 午後 1 時 58 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻少し前ではございますが、全員揃いましたので、これより第 24 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。改めまして第 24 回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。先日 18 日のブロック別研修会、お疲れ様でした。農業委員会としては、これから始まるマスタープランの実質化に伴う利用意向調査及び話し合いでのコーディネートが大きな役割となっております。本当に大変ではございますが、よろしく願いいたします。また市内でも稲刈りが大分進んできております。作業にあたる方は事故のないよう気をつけていただきたいと思います。

簡単ではございますが、挨拶といたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 9 名、推進委員は 9 名であります。欠席の連絡があった推進委員は大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員の 1 名であります。

○議長（菊地英浩君） 次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに 8 月 29 日開催の第 23 回総会以降の経過報告でございます。主なものといたしましては、9 月 11 日に気仙地区女性農業委員・推進委員研修会が開催されました。当市からは会長と女性委員 6 名が参加しております。12 日には第 45 回大船渡市農業まつり実行委員会が開催されました。会長が所用で他の会議に出席しましたので、会長は実行委員でございますけれども、熊谷会長職務代理に代理出席をしていただいております。次に 13 日の岩手県農業会議常設審議委員会には会長が出席しております。18 日には沿岸南ブロックを対象とする農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が開催されました。当市からは農業委員、推進委員あわせて 15 名が出席し、三陸地区推進班の菊地会長がこれまでの活動について発表しております。それから 9 月 11 日から 13 日に行われました市議会第 3 回定例会一般質問において農業委員会に通告があり、私が答弁をいたしました。詳細については総会終了後の連絡事項でお話しをさせていただきたいと思います。

次に次回総会までの行事予定でございますが、10 月 15 日に盛岡市のエスポワールいわてで開催される第 43 回岩手県農業会議常設審議委員会に会長と細谷局長補佐が出席の予定としております。それから 18 日に戦没者追悼式がありますが、会長と私が参列をする予定としております。なお 21 日には農業者年金制度説明会を予定しております。これには羽根川係長が対応する予定です。なお次回の第 25 回農業委員会総会は 10 月 25 日を予定しておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。なお行事等についてお問い合わせ等

は事務局の方までよろしくお願ひしたいと思います。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の羽根川恵一係長、議事録署名人には5番廣澤恵美農業委員、6番細谷知成農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は2件です。1番、登記地目畑及び宅地、現況地目雑種地及び畑、2,057.82㎡。相続による権利の取得。8月15日届出、8月15日受理。2番、登記地目、現況地目ともに畑、328㎡。相続による権利の取得。8月28日届出、同日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、登記地目、現況地目ともに田、507㎡。売買。経営規模拡大のため。受入世帯の稼動人員5人中2人。大型機械はトラクター1台を所有しております。詳細については事前に配布した調査書に記載されております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について2番鈴木力男農業委員からお願いします。

○2番（鈴木力男君） 2番鈴木です。農地法第3条第1項の規定による許可申請につい

て申請人から聞き取りと現地確認をした結果を報告いたします。9月22日に譲渡人より聞き取り調査をし、その後現地確認をしました。譲渡人は高齢になり規模縮小を考えていたということでございます。譲受人は規模拡大を考えていたところこの話があり、自身が所有する水田と隣接しているので作業もしやすく譲り受けることとした、と話しておりました。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番は本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第5、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 4ページをお開きください。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、415㎡。転用目的・施設等、駐車場。転用理由、地域公民館用駐車場として貸し出しするため。無償。これは追認案件となります。平成29年1月、公民館建築以降より造成済みであり、始末書が提出されております。2番、登記地目、現況地目ともに畑、63㎡。転用目的・施設等、通路。転用理由、居宅敷地内通路として。立地基準については1番、2番とも第3種農地に該当し、基準を満たしております。一般基準については、資金の確保については1番は既に追認案件のため資金は確保済みであり、2番については居宅改修と一体のため金融機関からの融資証明により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番と2番について1番金野たか子農業委員からお願いします。

○1番(金野たか子君) 1番金野です。議案第2号1番につきまして、9月20日に現地調査をし、9月22日と24日に申請人へお電話で聞き取りを行いました。当該地は申請人の畑でありましたが、平成29年に公民館新築にあたり、建設地の隣ということで工事車両の駐車や機械の置場所として貸してほしいという依頼に対し、地域のことであり、無償でお貸しすることにしたそうです。その時に、土のままの状態では雨の時などに泥で道路を汚したり、工事に支障が出ると考えた工事業者が、いつの間にか砂利を敷いたそうです。公民館建設後は駐車場としての利用が始まり現状に至ります。ご本人は畑であることの認識はあったものの、地域の皆さんが利用しているものなので何も言えず、そのままにして

しまっていたと反省をされているご様子でした。以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第2号2番につきまして9月20日夕刻、申請人宅にお伺いし、現地調査と申請人のお母様から聞き取りをした報告をいたします。今回の申請地はご自宅の裏側で市道に面した畑地です。現状、国道から車の出入りをしているそうですが、交通量が多く、なかなか国道に出ることができず、市道に面した通りから自宅への約1m幅の小道を車の出入りができるよう4m幅の道路にしたいとのこと。申請地を道路に拡張しても広い畑が残っており、そちらは現状のとおり耕作を続けるとのことです。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

なお、ただいま許可相当と決定した案件については追認案件のため岩手県農業会議へ諮問し、異議なしの答申があった後の許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 5ページをお開きください。議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、1,835㎡。使用貸借。転用目的・施設等、太陽光発電設置。パネル240枚、出力27.5kW。転用理由、太陽光パネルを設置し売電する。東北経済産業局の認定済み、それから東北電力の系統連携技術検討済みです。また近隣住民からの同意書が添付されておりますことを確認しております。2番、登

記地目、現況地目ともに田、325 m<sup>2</sup>。売買。転用目的・施設等、居宅2階建1棟 48.02 m<sup>2</sup>、駐車場3台。現在、親と同居しているが、当該地に自宅を建築し独立したい。次のページをお開きください。3番、登記地目、現況地目ともに畑、1,187 m<sup>2</sup>。賃貸借。同じく、登記地目、現況地目ともに畑、679 m<sup>2</sup>。転用目的・施設等、仮設事務所 29.16 m<sup>2</sup>、仮資材置場・加工場 400 m<sup>2</sup>、2次製品置場 600 m<sup>2</sup>、重機駐車場6台 300 m<sup>2</sup>、出入り口・通路・回転スペース・避難通路。転用理由、市通学路整備事業用仮資材置場等。令和元年9月30日から令和2年5月31日までの一時転用。1筆については持分2分の1の権利者より、同意書が添付してございます。立地基準については2番と3番については第3種農地に該当し、許可基準を満たしております。1番については第2種農地に該当し、他の土地ではいずれも代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準については、いずれも金融機関の融資証明等により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形正男君） 推進委員の尾形です。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について報告をいたします。申請地は隣接している家を囲んでいるような土地です。柿の木が植えてあり、下草も刈って管理され、東側は道路で、その他は杉や雑木に囲まれております。9月21日午前に貸付人宅に伺い、同居している借受人の息子さんに会って話を聞くことができました。今、申請地は周りの木が大きくなり、農地としては管理するだけになったので、他の利用方法を考え、太陽光パネルを設置し売電することにしました。そして親から土地を借り受け、業者と相談しながら、いろいろな手続きを進めてきて、東北電力の技術検討や東北経済産業局の認定を受けています。太陽光パネルを設置した後は、申請地西側にある所有者の杉を一部伐採し、日当たりをよくしたいと考えているそうです。また隣接している住宅の所有者は貸付人の子で事業内容を説明し承諾書を貰っているということで、太陽光パネル設置による近隣への影響はないと思われれます。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号2番と3番について5番廣澤恵美農業委員から願



いします。

○5番(廣澤恵美君) 5番廣澤です。申請番号2番について報告します。23日に現地調査を実施しました。近年、宅地化が進んでいる地域であり、申請地の東隣、西隣の土地にも住宅が建築されています。譲受人は現在、親と同居していますが、当該地に自宅を建築し独立したいとのことでした。申請地に隣接する耕作農地はなく、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。

続いて申請番号3番について報告します。23日に現地調査を実施しました。申請地の現況は草刈り管理された休耕畑となっていました。借受人は、申請地を市通学路整備事業用の仮置場に利用したいとのことでした。隣接する耕作農地はなく、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第7、議案第4号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 7ページをお開きください。議案第4号農地に該当するか否かの判断について、農地法の運用について第4(1)に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

本日差し替えのリストをご覧ください。本人に打診できなかったもの、本人が耕作することとしたものなどを削除し変更しております。非農地リスト。47筆、51,695㎡が全リストの面積となります。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から当該地の現況について

説明をお願いします。初めに盛町について1番金野たか子農業委員からお願いします。

○1番(金野たか子君) 1番です。1番金野です。議案第4号1番についてご報告いたします。申請者は盛町1件で、高齢化で体調不良のため耕作できず、非農地にしたいということでした。農地として使用するには困難とみてまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(菊地英浩君) 次に末崎町について9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番(熊谷玲子君) 9番熊谷です。議案第4号末崎町2番から11番までの報告をいたします。2番と5番は今は故人ですが、高齢のため耕作できなくなって荒廃状態にあります。それから4番の方は故人になってから30年以上も経っていて、管理していないので山林の状態になってしまった。3番の方は海の仕事が忙しくて荒廃してしまいました。6番の方は高齢で手がまわらなくて荒廃してしまいました。7番の方は親から相続をしましたが、東日本大震災で被災し、今は数年前に立根に家建てて通うのが大変になって荒廃してしまいました。8番、9番、10番の方は体調不良で耕作管理することができなくなった。11番の方は3年前までは餅米を収穫していましたが、収穫寸前で2年続けて鹿の食害に遭い耕作を断念したとのことでした。以上で報告を終わります。

○議長(菊地英浩君) 次に赤崎町について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。12番から24番までについて報告をします。この度申請されたそれぞれの農地は、前回の総会において非農地として承認いただいた3箇所と同じ地域になりますので、農地の場所については簡単に報告をいたします。まず12番から20番までですが、すべてが昭和30年代後半頃に耕作放棄されたところになります。次に21番と22番ですが、平成5年頃に耕作放棄したところになります。次に23番と24番ですが、昭和50年代後半から平成10年頃にかけて耕作放棄されたところになります。いずれの農地も20年以上耕作放棄されていたため、現状は雑木が生い茂り山林と一体化していることから、農地として回復することは著しく困難であると思われまふ。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に日頃市町平山地域から藤折地域について7番藤原重信農業委員からお願いします。

○7番(藤原重信君) 7番藤原重信です。調査の報告をいたします。25番、26番、27、28、29、30、31、これはずっと前から、もう農地として耕作はしておらず、荒れ放題になっていたんですね。そして山林化しておりまして、今後も農地として利用するのはなかなか大変だということで、非農地の判断をしてもいいよという了解をいただいたところがございます。それから32と35、ここはですね、最近一部をそれぞれ駐車場として利用し始めまして、もう農地としての利用は考えていないということです。それから33、34、37、ここはですね、昔は畑を一生懸命やったんでしょうけれども、現在は機械等が入れないようなと

ころであり、今後とも農地としてはとても利用するのは大変だということで、非農地の判断をしてよろしいですよという了解をいただいたところでございます。いずれも家族構成が一人暮らしであったり高齢化だったりとということで、手がまわらなくなっているというのが現状でした。報告を終わります。

○議長(菊地英浩君) 次に日頃市町坂本沢から上坂本沢地域について大船渡地区日頃市地域木村マリ子推進委員からお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(木村マリ子君) 推進委員の木村です。43番について報告します。農地を利用していた人が亡くなり、長年耕作しなくなり山林や雑種地になり、農地として利用するのは困難とみられます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長(菊地英浩君) 次に三陸町吉浜について三陸地区吉浜地域菊地久寿推進委員からお願いします。

○三陸地区吉浜地域推進委員(菊地久寿君) 推進委員の菊地です。それぞれご報告いたします。44番に関しては譲り受けした時点で既に山林となっており、畑として利用するつもりはないということでありました。47番につきましては、一度親戚に譲ったものではありましたが、登記がなされておらず、譲られた親戚が亡くなったことにより、現在の所有者の方に戻ってきたということです。親戚の人が杉を植えたみたいですが、手入れすることなく、山林化となったところでありました。48番は現在の市道を作った際に残地となった畑で、そのまま手入れをせず雑木が生え山林となった場所でありました。50番に関しては田んぼなんですけど、山の頂上の方にあり、沢の水が涸れることが多く、場所も不便なため作られなくなったということでありました。51番に関しては、元々畑一体として使用しておりましたが、近くに宅地を造成したことにより傾斜地が残地として残ったところでありました。52番はその場所は元々畑として作っておりましたが、田んぼに変換した際、傾斜地が残地として残った場所でありました。53番、54番に関しては、牛を飼育していた際は採草牧草地として使用しておりましたが、牛を飼わなくなり、そのまま荒地となった場所でありました。56番、57番に関しては畑として使用しておりましたが、隣の土地から竹が進出してきたため畑として使えなくなり、そのままになった状態でありました。以上です。

○議長(菊地英浩君) 事務局。

○局長補佐(細谷真実君) 事務局からすみません。今削除を2件ほどお願いしたいと思っております。32番、35番、駐車場のところがありますが、これは駐車場は人為的にやっているということで、これは適用外が適当ということで、今回は非農地通知を出すところからは外したいと思っておりますので、申し訳ございませんでした。こちらは削除をお願いしたいと思います。ちょっと判断を間違っていたようですので、32と35、駐車場、これについては後で適用外を出してもらおうということで対処したいと思っております。35番が一部が駐車場というふうに私は伺っていたのですが、今のお話を聞いて、これがもうほとんどが駐車場なので、これは適用外が適当だろうなというふうに思いましたので、ちょっと事務局の方で非

農地にするという判断自体がちょっと間違っておりましたので、訂正してお詫びいたします。よろしくお願ひいたします。今回はその部分は削除でよろしくお願ひします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号について質疑、意見を許します。何かございませんか。村上優司推進委員。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。確認の意味で事務局からお伺いしますが、番号の9番、10番、それから52番。9番、10番は台帳地目が雑種地、それから52番については山林。3件とも農振農用地区内ということですが、こういう地区内にあった場合は農地でなく雑種地とか山林であっても非農地ということで判断を仰がなければならないんですか。

○局長補佐（細谷真実君） これは処理要領の方に、仮に農振地域であっても荒廃地化している場合に関しては、農業委員会が判断できるということになっておりますので、それは可能です。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 私が聞いているのは、畑とか田んぼだと農地になるわけですよ。ところが雑種地の場合は農地から外れているんですよ。山林とかそういう場合であっても、農用地地区内にある場合には、こういう非農地リストで総会にかけなければならないのかということですよ。

○局長補佐（細谷真実君） すみません。これ、誤植で畑だと思います。ごめんなさい。これは現況を直そうと思って。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） そうすると畑なんですね。それから52番は山林となっていますけれども、これも畑。

○局長補佐（細谷真実君） これ、畑ですね。これは誤植です。全部台帳地目の方と現況地目、どちらかが畑でなければ、このリストに出ないことになっておりますので、それは私たちが判断して農業委員さんの入力を現況地目と登記地目といろいろと間違いで申し訳ございませぬ。訂正して9番は台帳地目が畑、10番も台帳地目が畑になります。それから52番は台帳地目が山林になっておりますが、これは台帳地目が畑になります。以上、訂正してお詫びいたします。

○議長（菊地英浩君） その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号について本委員会において、事務局が先ほど削除した農地を除き、農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号農地に該当するか否かの判断については本委員会において、事務局が削除した農地を除き、農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第24回総会を閉会いたします。なお、引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

午後2時51分閉会